

公益認定等に係る政令・内閣府令の制定に関する御意見募集

平成 19 年 7 月 10 日
内閣府大臣官房
新公益法人行政準備室

公益認定等に関する政令案・内閣府令案について、以下のとおり意見を募集いたします。

なお、御意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

意見募集要領

1 意見募集対象

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令案
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則案
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令案
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則案
 - (1) 及び (3) の施行令案については、要綱でお示しさせていただいております。

2 意見募集締切日

平成 19 年 8 月 8 日 (水) (必着)
郵送の場合は同日の消印有効です。

3 意見の提出方法

御意見は、電子メール、FAX 又は郵送により提出してください。電話による御意見はお受けいたしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

(1) 電子メールの場合

御意見送信用ページにアクセスし (URL は、<http://www.iijnet.or.jp/cao/picc/opinion-picc-mail.html>)、必要事項を御記入の上 [送信] ボタンをクリックして下さい。

文字化け等を防ぐため、半角カナ、丸数字、特殊文字は使用しないで下さい。

(2) F A X の場合

F A X 番号 03-5403-0231

内閣府新公益法人行政準備室(公益認定等委員会事務局)「公益認定等に関する政令・内閣府令の制定に関する意見募集」担当あて

(3) 郵送の場合

〒105-0001 港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル12階

内閣府新公益法人行政準備室(公益認定等委員会事務局)「公益認定等に係る政令・内閣府令の制定に関する意見募集」担当あて

意見の提出方法が F A X の場合又は郵送の場合には、個人の場合は氏名・住所・職業・年齢・連絡先(電話番号等)を、団体の場合は団体名、所在地・連絡先(電話番号等)を記載して下さい。

個人情報につきましては、いただいた御意見の趣旨が不明確な場合等に問合せをさせていただく可能性があるため御記入いただくものです。当方において適正に管理し、今回の御意見募集以外の用途には使用しません。

4 提出上の注意

(1) 意見の記入について

提出していただく御意見は日本語に限ります。

御意見は必ず、該当箇所(御意見のある条項等)を明示し、意見内容、理由を記載して下さい。

今回、意見募集対象としておりますのは、上記1に掲げる4つの法令となっておりますので、意見募集対象についてのものでない御意見については、対応いたしかねますのであらかじめ御了承下さい。

(2) その他

いただいた御意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

お寄せいただいた御意見については、個人又は団体を特定できる情報である氏名(団体名)、住所・所在地、e-mail アドレス、電話番号・F A X 番号を除き、公開されることをあらかじめ御了承願います。